

## 公立大学法人岡山県立大学 平成20年度 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

ア フレッシュマン特別講義や全学講義を受講させ、各分野の専門家及び組織の管理運営の担当者より、現代社会で生きる心構えを学びとらせる。

イ 学部教育における専門科目間の連携を毎年チェックする。

ウ 卒業研究において、学生の創造力と統合力を高める教育方法を各学科で常に検討する。

エ 実験、演習、実習の科目において、学生間あるいは指導者に対して自分の行為及び結果を的確に話せる能力の強化を図る。

### (1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

#### ア 学士教育

各学部・学科においては、学士課程カリキュラムの見直し、再編を継続的に行うことにより、多様化する現代社会の変化や要請に応えうる人材の育成を図る。

#### (ア) 保健福祉学部

保健福祉学部では、各学科共に国家試験対策を支援し、学科組織の強化を図る。

##### 看護学科

平成21年保助看法の指定規則の一部改正を受けて、これまでの教育効果を評価しカリキュラムの一部を改正する。それにより、教育目標の実現に向け教育内容をより充実させる。

##### 栄養学科

- ・ 基礎学力を充実させるような履修モデルを履修案内に記載するとともに、カリキュラムの見直しについてさらに検討を進める。
- ・ 学期末ごとの学生の成績を学科独自で整理し、達成度の低い学生について、アドバイザー教員を通じた指導を行う。
- ・ 実習前における現場指導者の特別講義を系統的に組み込み、臨地実習の学習環境を充実させる。
- ・ 国家試験模擬試験の斡旋を継続するとともに、教官による個別指導体制の強化を行う。

#### 保健福祉学科

- ・ 学習動機・意欲の向上のため、学外の研究会・研修会、ボランティア募集などの情報を積極的に提供し、参加を促す。
- ・ 現代GPの学習プログラム（2年間）の学科としての成果をまとめ、それらを通じ実践力を高める教育方法を検討する。
- ・ 国家試験対策として、従来通り年2回の模擬試験受験を斡旋するとともに、前年度の分析に基づいた、模擬試験後の指導の充実を図る。

#### （イ）情報工学部

複数の学科で共通する科目で、学科ごとに個別に開講している科目の統合を図る。

情報通信工学科、情報システム工学科

物理リメディアル教育の実施など、社会ニーズとその変化を踏まえて、カリキュラムの検討を継続する。

スポーツシステム工学科

学年進行に伴い、教育内容の充実について、詳細な検討を重ねる。

#### （ウ）デザイン学部

- ・ デザイン学部の各学科、各コースにおける、演習、実習科目の履修登録状況、成績等の基礎資料を収集し、指導内容と指導成果の検証法を再検討し、さらなる充実に努める。
- ・ 岡山県庁での学生作品等の展示や総社市との包括協定に基づく諸活動を通じ、地域社会や学外機関との連携を深め、加えてフィールドワークや調査研究、ワークショップ等実践的な教育プログラムを検討する。  
また、学生作品のWeb上での公開、閲覧を視野に入れ、作品のデータベース化を検討する。

#### イ 大学院教育

各研究科・専攻においては、カリキュラムの見直しを図り、大学院生が自分の専門分野だけでなく、周辺分野の知識も十分身につけられるように教育指導を行う。

#### （ア）保健福祉学研究科

##### 【博士前期課程】

##### 看護学専攻

- ・ リカレント教育を希望する社会人に対して、大学院の入学を促す広報活動を行う。長期履修制度の導入を検討する。

##### 栄養学専攻

- ・ 国内外で開かれる国際学会での発表に旅費援助などを行える体制について検討する。

- ・ 学外講師による特別講義を継続して行うことで、講義内容を広げかつ深化させる。

#### 保健福祉学専攻

- ・ 研究指導体制を検討するとともに、学生が指導教員以外のアドバイスを受けられる機会を積極的に設ける。

#### 【博士後期課程】

##### 看護学領域

- ・ 教員の指導体制を整備し、研究指導の充実化を図る。大学院生の研究成果の学会等における発表を指導・支援する。

##### 分子栄養学領域及び応用栄養学領域

- ・ 指導体制をさらに充実するために、連携大学院教授・准教授も適宜指導教官となれる制度を模索する。
- ・ 学外講師による特別講義を行い講義の充実化を図る。

##### 保健福祉学領域

- ・ 大学院生の研究成果の学会等における発表を指導・支援する。

#### (イ) 情報系工学研究科

##### 【博士前期課程】

大学院生の筆頭での学会発表の義務化を促進し、活発に学会発表を行う。

##### 【博士後期課程】

各種プロジェクトに大学院生を参加させ、学術論文・国際会議等に研究成果を発表させる。

#### (ウ) デザイン学研究科

##### 【修士課程】

学部改組による最初の学生が2年後に卒業し、大学院へ進学することを想定して、「最適な教育環境の中で高度な教育を実践する」ポリシーにのっとり、改組後の学科及びコース構成（学科及びコース教育）と適切に接続する修士課程を構築すべく、専攻・講座の再編作業を進める。

#### (2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置

##### ア 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

- ・ 平成19年度刊行された大学案内英語版の見直しを行う。
- ・ 平成19年度入学者の修学状況をみながら、多様な入学者に対する選抜方法を検討する。

## イ 教育課程

(ア)全学教育科目の充実を図る。「学部教育への準備」の検討を行う。

(イ)平成19年度入学者の修学状況をみながら、専門科目の履修に必要なリメディアル教育の導入について検討する。

(ウ)改組後の完成年度に向けて、見直しが必要となることを念頭にカリキュラム検討を継続する。(デザイン学部)

(エ)英会話、 のシラバス及び成績評価の統一を図る。

(オ)教員免許取得に対する社会の要請の強さを調査し、取得課程実現の是非を判定する。

(カ)・既設の専攻を担当可能なスポーツシステム工学科教員を大学院担当とし、大学院の教育内容の充実を図る。

- ・学部改組による最初の学生の卒業を2年後に控え、「最適な教育環境の中で高度な教育を実践する」ポリシーにのっとり、文科省への申請を念頭に専攻・講座の再編作業を進める。(デザイン学部)

## ウ 教育方法

(ア)7つのカテゴリーの全学教育科目が各学部、学科の教育に貢献している実情を調査する。カテゴリー「健康の維持・増進」の充実を図るための健康・スポーツ推進センターを設置し、その運営方法を検討する。

(イ)及び(ウ)

- ・看護学科では、特別選抜合格者に対し、入学前に基礎的な教育を実施する。
- ・栄養学科では、特別選抜合格者に対する事前教育を入学前に実施するとともに、栄養学の学習において必須の科目である化学の入学後教育の改善について検討を行う。
- ・保健福祉学科では、特別選抜合格者に対し、適切な教材を基礎に、入学前教育を年2回実施する。
- ・情報工学部では、特別選抜合格者を対象とする「入学準備懇談会」について、平成19年度の実施内容を継続するとともに、事前教育の充実について検討を行う。
- ・デザイン学部では、特別選抜合格者に対して行っている入学前教育を、学科毎に細部の点検を図り、充実させる。

(エ)・看護学科では、カリキュラム改正に合わせて、再度、学内演習と臨地実習との連携教育について検討する。

- ・ 栄養学科では、訪問回数の少ない学生に対してはさらなる研究室訪問の指導を行なう。
- ・ 保健福祉学科では、新カリキュラムの2年目に当たるので、1年生対象の入門ゼミに加え、2年生対象の基礎ゼミを導入し、保健福祉の基礎的な知識や方法を教育する。3年生・4年生のゼミナールは従来通り。
- ・ 情報工学部  
スポーツシステム工学科：運動工学実験、システム工学演習、システム工学実験など低年次開講の実技系科目を対象に検討する。  
情報通信工学科、情報システム工学科：平成19年度の改革を継続するとともに、その効果を検証し、問題点の洗い出し等を行う。
- ・ デザイン学部では、オフィスアワー制度の活用を、特に1・2年次生に対して推進する。また、各コースの紹介を含んだ1年次生対象の「コース紹介プログラム」の実施を通して、専門教育への理解を深めさせる。3・4年次生には、重要性を増すキャリア教育と連動した専門教育の充実を図る。

- (オ)・デザイン学部では、学士課程のシラバスの見直しを継続して行い、整備されたシラバス作りを推進する。
- ・ 大学院におけるシラバスの見直しを継続的に行い大学院教育の充実を図る。
  - ・ 看護学科では、大学院の指導体制のさらなる充実を図る。

- (カ)新たな連携大学院の締結に取り組むとともに、これまで締結している連携大学院の実績の評価を行う。

- (キ)・博士後期課程について平成19年度に示した改革の実施状況を点検する。また、単位取得退学後に提出する学位論文申請手続き等の見直しを行う。
- ・ 博士前期課程（修士課程）に対する研究指導体制の見直しを行う。

## エ 成績評価

- (ア)・全学科ともシラバスのチェックを実施する。
- ・ 成績の5段階評価への移行について、教務専門委員会で検討する。
  - ・ 看護学科では実習科目毎の評価項目について継続的に検討する。学科としての卒業時の教育目標の達成に向けて、シラバスの見直しを行う。
- (イ)・看護学科では、カリキュラムの改正にあわせて、実習体制、構造、指導体制について再度検討する。
- ・ 栄養学科では、臨地実習報告会を実施し、教員・臨床指導者の評価、学生の自己評価を用いて実習の達成度評価を継続する。卒業研究の達成度評価は、卒業研究公聴会の実施や評価表の作成について検討する。

- ・ 保健福祉学科では、社会福祉士養成に関わる従来の「実習運営委員会」に加え、介護福祉士と保育士の養成に関わる実習運営・指導体制を検討・整備する。
- ・ 情報工学部では、教育成果の評価方法に関するプログラム、評価処理技術等を検討する。
- ・ デザイン学部では、デザイン教育プログラムに対する達成度の評価法を研究し、成績評価に関する検討を行う。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

#### ア 教職員の配置等

(ア) 人事委員会で学長のリーダーシップのもとで、全学的視点及び中期計画の方針に沿って、適切な教員配置を実施する。

(イ) 事務を適正かつ効率的に処理するため、事務職員について適材適所の観点から配置を見直すとともに、専門性向上のため、経理担当職員等の研修を実施する。

(ウ) 他大学の専門職員の採用状況を把握するとともに、本学職員の採用に向け研究する。

#### イ 教育環境の整備

(ア) 語学センターでは、PC用OSの進歩に合わせて、ALCのバージョンアップを検討する。

(イ) 情報教育センターでは、学内ネットワークが正常に運用できるように努める。

また、学生へのパーソナルコンピュータの開放時間の増加についての検討をするとともに、語学センターと協力して、パーソナルコンピュータの更なる有効活用を推進する。

(ウ) 附属図書館では、電子ジャーナルの方向性をより明確にする。

また、非常勤講師の講義を含めた学生図書を選定を再検討する。

(エ) デザイン学部のネットワーク環境が正常に運用できるように努めるとともに、学生の利便性を考慮して学部内に無線LANのアクセスポイントを段階的に整備する。

#### ウ 教育の質の改善

(ア) 個人評価調査書はこれまで各教員の自己改革の手段として活用されたが、今後教員の個人評価の資料とすることとし、その活用方法を検討する。

前年度に発行した4件の年報等（教育年報、社会貢献年報、教育研究者総覧、大学概要）の年度更新を行い、各活動を整理し、教育の質の改善に活用する。

教育の質の改善計画が、全国的な競争の場で認められた場合、その担当教員に研究費の支援を行う。

特別研究費等の活用により、本学の特色ある、高いレベルの教育研究活動を推進する。

学術論文・作品の発表、学術講演および学会発表について、前年度の水準の維持・向上を図るとともに、件数の増加を目指す。

(イ) 学生による授業評価アンケートを実施し、教育年報2008に報告するとともに、試行的に実施している教員業績評価に利用する。

(ウ) 授業参観と授業評価の連携を推進するとともに、学外者を招聘し、授業改善のための研修会を開催する。

学部の独自性を考慮した相互授業参観を実施する。

(エ) 教員の個人評価に関するスケジュール初年度として、個人評価調査書の評価及び教員へのフィードバック法を検討する。

(オ) 前年度に提案した取組の具体案を策定し試行する。また、正規の実施に至るまでのスケジュールを検討する。

(カ) 教育年報2008は、2009年4月末に発行し、これを大学のホームページに公開する。

## 2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア・保健福祉学科では、教員全般・実習・就職に関する卒業生からの意見・情報を的確に得るための、卒業生の組織化について検討する。また、実習先指導担当者に対する教育プログラムの提供を検討し、実習教育の充実を図る。

・情報工学部では、学期ごとに学生個人の単位修得状況等を整理するとともに、出席調査を学科として行い、問題を抱える学生の発見と対応を組織的に進める。

・デザイン学部では、オフィスアワー制度の認知を徹底し、その活用を奨励すると共に、積極的な情報の収集と対応を行う。

特に1年生に対し、制度の周知や学生からの要望を捉えるため、年に1回を目処に学生と教員の懇談会を開催する。また、出席・履修状況の芳

- しくない学生の情報を適切に収集する組織的な体制を構築する。
- ・ キャンパス・マネージャーと学生部長及び事務局との懇談会を適宜開催し、学生意見を把握しながら、それら意見を学生生活等の支援に反映させていく。
  - ・ 学生相談室と保健室が連携して、学生相談室のPRを実施し、学生へ周知徹底するとともに、気軽に学生相談室を訪れるよう奨励する。
  - ・ 看護学科では、ガイダンスグループでの指導を強化するとともに早期に問題状況に介入する。
- イ
- ・ インターンシップ推進会議を核として学生への啓発・奨励に努めるとともにインターンシップを実施する企業等の情報提供に努める。
  - ・ 看護学科では、インターンシップの積極的活用と、学生個々の適性とを加味した指導を行う。
  - ・ 情報工学部では、インターンシップ参加者が増えるように情報提供に努める。
  - ・ デザイン学部では、就職支援委員会が中心となり、学生への就職情報共有化を図る施策として「ポートフォリオ展」を核とした就職支援セミナーを開催する。
- ウ
- ・ タイムリーな各種就職ガイダンスや就職模擬試験等を実施するなど、学生の要望に沿った効果的な就職活動の支援を行う。
  - ・ 看護学科では、学生の具体的、個別的なニーズに対応するため、卒業生を迎えての就職懇談会を実施する。
  - ・ 栄養学科では、各種職域に就職した卒業生を講師に招いた就職支援セミナーを行う。
  - ・ 保健福祉学科では、従来の就職懇話会、就職説明会に加えて、キャリア支援のための新たな体制の開発・整備について検討する。
  - ・ 情報工学部では、学内で実施する県内企業による就職説明会への参加企業数を拡大する。
  - ・ デザイン学部では、卒業生を講師に招いたセミナー等の就職支援活動を実施する。
- エ
- 1年次生向け全学教育科目「フレッシュマン特別講義」に、劇団員の非常勤講師によるコミュニケーションスキルに関する講義を設け、学生の幅広い人間形成や自己表現の向上を支援する。

(2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 授業料減免制度について学内掲示並びに説明会により周知を図るとともに、適正な審査のもと真に支援が必要な者の減免を行う。
- ・ 日本学生支援機構奨学金の説明会を年度初めに実施し、応募者の受付・推薦を行う。また、各種奨学金についても適宜情報提供に努める。



( 3 ) 留学生に対する配慮に関する目標を達成するためとるべき措置

ア・日本での学生生活に不慣れな外国人留学生には、チューター制度を活用するとともに、各種奨学金の情報提供に努める。

・デザイン学部では、担当教員やゼミ指導教員を中心に、チューター制度を活用しながら奨学金制度の情報提供や学習面、生活面での指導、助言等の支援を行うための具体的な行動計画の検討を行う。

・留学生の要望を把握したうえで「日本語表現法」担当者が個別にオフィスアワーなどの時間を使って対応する。

また、留学生のための日本語教育に関する教材を、図書館や語学センターに設置し、留学生が気軽に視聴したり、借り出せたりできるようにする。

イ 留学生の積極的な受け入れのため、組織体制を整備する。また、入試、広報関係の教員で、留学生受け入れに繋がる、具体的計画を作成する。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

( 1 ) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教員個人あるいは教員と学生が共同して行う研究の成果の発表は、当該学部長が把握し、成果が専門教育や学生の研究指導に反映されるよう適切に指示する。

平成20年度は、若手教員に加え中堅教員にも教員の資質を高めるための個別対応を拡大する。

O P Uフォーラムは、前年度と同じく開学記念日の5月29日に開催する。

産学官連携支援団体の主催する発表会・研究会については、開催情報の学内への早期広報などにより、教員の研究成果の積極的な発表を促す。

看護学科では学科教員、大学院生の研究活動の活性化を目的とし、毎月1回程度の学科ゼミを開催するとともに、指導教員及び指導体制の充実を図る。

栄養学科では、積極的に学外研究者を交えた研究セミナーを開催する。

保健福祉学科では、研究プロジェクト「認知機能（特に注意機能）と加齢に関する研究」を推進する。

情報工学部では、学術論文及び学術講演・学会発表の水準の維持・向上を図り、数的には前年度実績の維持・増加を図るとともに、質の向上を目指す。

デザイン学部では、教員の研究成果や作品をWeb上で公開できるように学部ホームページの充実を図る。

#### イ 大学として重点的に取り組む課題

産学官連携推進センターは、「領域・研究プロジェクト」による学部横断的な研究活動を推進する。そのために、研究費予算の重点配分、プロジェクトリーダーとの定期的・日常的な情報交換、研究会設立、企業との共同研究、競争的資金申請など、種々の面で研究活動の支援を行う。

保健福祉学部では、看護学科、栄養学科、保健福祉学科が連携して、県下各地域の保健福祉分野の課題解決に向けての調査研究等を、県内の民間企業や自治体と共同で進めることを検討する。

情報工学部は、共同研究、受託研究、奨励寄附金等の維持、増加を目指すとともに、地域の抱える課題に対する岡山県や県内自治体との連携を推進する。

デザイン学部では、地域社会の課題に対して、学生も参加した調査研究、ワークショップ等実践的な教育・研究プログラムを検討する。

#### ウ 研究総覧の作成

全教員を対象とした「教育研究者総覧2008」を発行する。

保健福祉学部及びデザイン学部では、年1回、学部紀要を発行する。

#### エ 研究成果の管理

本学の教職員と岡山TLOの職員で構成する職務発明審査会による、教員の発明に係る審査機能を充実させる。また、必要に応じ外部専門家から意見を聴取する。

#### オ 倫理審査

倫理委員会は研究活動に遅延がないように必要に応じ開催し、審査依頼された研究内容について審議する。

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 栄養学科では、連携大学院との連携を充実するために、大学院教育のカリキュラムの新設・見直しを行う。また、保健福祉学科では、教育課程の強化をねらいとして、学外者による講演・講義を実施する。

イ 産学官連携推進センターは、「領域・研究プロジェクト」による学部横断的な研究活動を推進する。今年度は、各種支援を行うとともに、この制度の学内周知につとめ定着を図る。特に、将来を担う若手教員に対してはリーダーとしての参加を促し、プロジェクト活動の活性化を図る。

ウ 「地域貢献特別研究費」の公募前に「領域・研究プロジェクト」の公募・審査・承認作業を終え、優先的な予算配分を実施する。

#### 4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 各教員は、地域共同研究機構の活動に積極的に協力するとともに、その活動に参加することにより、自らの研究分野の拡大を図る。

産学官連携推進センターは、従来機能の強化に加え、地域貢献のベースとなる教員の研究活動の活発化・高度化を目指した「領域・融合研究活動」や「競争的外部研究資金獲得活動」の強化を図るための体制を確立する。

##### (a) 地域共同研究機構の機能強化・運用体制の見直し

産学官連携推進センターにコーディネータ1名を増員するとともに、業務別担当と学部別担当を併用した業務担当制をセンターに導入し、効率的な人的体制を整備する。

また、機構業務の拡大に伴う人的パワーを強化するため、機構兼任教員の人選・確保に努める。

本学教員と地域企業との共同研究を促進するために、地域共同研究機構のスタッフと学長、事務局長を含む事務局企画広報班との作戦会議を3ヶ月毎に開催する。

##### (b) 地域共同研究機構活動の学内外への発進力強化

地域共同研究機構は、従来の学内メールマガジンによる情報発信に加え、本年度はホームページの充実に取り組む。具体的には、機構内3センターの日常活動をタイムリーに学内外に広報するとともに、機構活動に参加する教員を積極的に紹介し、教員の参加意欲を高める。

##### (c) 地域貢献活動強化の支援

アクティブラボ、アクティブキャンパス、岡山TLOとの連携等、地域貢献に関する全学的な諸活動を支援する。

##### (d) 外部専門家の活用体制の整備

特許関連業務や大学発ベンチャー立ち上げ支援等で対応が困難な業務や、地域の団体との連携推進については、必要に応じて外部専門家や客員教員の協力を得て実施する。

イ 保健福祉推進センターは、以下の活動を行う。

(a) 第一線で活躍している保健福祉分野の専門職を対象に、研究会等を開催する。

- ・ 看護学科は、地域看護学研究会、ホスピスケア研究会、看護技術研究会、リスクマネジメント研究会等の開催に参画する。
- ・ 栄養学科は、栄養学研究会を継続し、地域の栄養士や管理栄養士への情報発信と研究への支援を行う。
- ・ 保健福祉学科は、社会福祉研究会、介護福祉研究会、地域子育て支援活動研究会及び保育ステップアップ講座の開催に参画する。

(b) 市民を対象とした健康・福祉に関する鬼ノ城シンポジウムを開催する。

(c) 地域の人々の体力向上や親睦を目的としたグランドゴルフ大会などを開催

する。

- (d)市町村と協力し、一日保健福祉推進センターを開催する。
- (e)教員の講師派遣を積極的に行う。
- (f)ホームページを充実し、PR活動を積極的に進める。

ウ メディアコミュニケーション推進センターは、以下の活動を行う。

- (a)県市町村など公共団体を積極的に訪問し、3件以上制作支援活動を行う。
- (b)デジタルコンテンツを制作するための講座を2回以上開催し、人材育成に努める。
- (c)メディアコミュニケーション推進センターのホームページを充実し、活動状況を県内外に情報を発信するとともに広報活動を積極的に進める。
- (d)公共団体が開催する事業に積極的に関わり、広報等におけるデジタルコンテンツの制作指導や技術向上等を支援する。

エ 県内高校との協議は、高校側からの本学への要望を聞く情報交換の場として積極的に活用する。

メディアコミュニケーション推進センターとして高大連携を図るため、高等学校の単位授業を1科目担当する。また、高校生向けに公開する授業を設ける。

デザイン学部では、デザインに関する高校生の理解を深め興味を促すために、県内高校へデザインに関する出張講座等を実施する。

オ 移動型情報発信基地の整備

看護学科は総社市との地域ケア研究会において、地域における健康課題に対応できる可能性について検討する。また、アクティブキャンパスとして、保健師実践講座を年3回実施する。

栄養学科では、地域住民・生徒などを招き、また、地域に出かけて栄養学に関する知識の普及活動を継続する。

保健福祉学科は、アクティブキャンパスとして公開講座を開講する。また、介護技術講習会を実施する。

情報工学部は、100社訪問、OPUフォーラム、客員教授ミーティング、地域経済団体、県庁関連部局などにより小企業のニーズを把握する。また、学部の研究内容に関連した県内小企業に出向き、シーズの紹介等を行う。

デザイン学部は、地域の要望に応じ、生涯学習講座や各種教育機関及び企業団体での講演会や技術指導援助等を積極的に進める。

産学官連携推進センターは、以下の業務を行う。

- (a)前年度に作成した過去のアクティブキャンパスの分析結果を学内に伝達し、学部学科で作成する年間計画への反映を促す。また、事務手続きの簡素化や、機構ホームページでの活動紹介を行い、教員の実施意欲の向上を図る。

(b)本年度のアクティブキャンパス実施回数は、60回以上を目標とする。その活動を支援し定着を図るために、機構ホームページなどで制度や活動実態の学内外PRを行うとともに、地域社会の要望・ニーズ情報を収集し学内の関係部局に伝達する。

(2)産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 産学官連携推進センターにおいては、従来の学域を超えた新たな融合研究を計画的に推進・支援する「領域」活動の更なる進展に向け、「領域・研究プロジェクト」への優先的予算配分の継続をはじめ、各プロジェクトの目的達成に向けた多様な支援を行なうことにより「領域」活動の実績と定着化を推進する。

イ 看護学科は、臨床実習受け皿となっている保健・医療・福祉施設でのケアの質の向上を支援する研究指導体制を検討するとともに、県が実施する実習指導者講習会の講師として、積極的に参画する。

栄養学科では、大学院に関する項目を充実させ、また、技術相談体制を整え、相談へのアクセスが解りやすく親しみやすいものへ改変することを検討する。

保健福祉学科は、以下の業務を行う。

(a)日本社会福祉学会第56回全国大会を開催する。

(b)自治体や学術団体・職能団体の講習会・研修会等へ積極的に協力する。

(c)保健・医療・福祉施設、福祉関連企業、行政機関からの技術相談、研究指導相談、講師派遣依頼に積極的に応じる。

情報工学部は、県内中小企業のニーズに合致した提案型共同研究の推進を図る。

デザイン学部は、メディアコミュニケーション推進センターの情報を活用して、官庁、各種団体、企業に対して講師の派遣や産学官連携事業を積極的に進め、3件以上の連携事業を実施する。

地域共同研究機構では、以下の業務を行う。

(a)平成20年度も20件以上を目標にアクティブラボの推進活動を行う。教員への個別依頼の他、教員の実施意欲高揚のために、機構ホームページを活用してアクティブラボ活動を紹介する。

(b)アクティブラボの候補対象となる企業・団体を、企業ニーズデータベース等の資料分析や、必要により直接的なコンタクトなどを行って選定する。その企業・団体の情報は、学内の関係部局に伝達し各学部学科での活動に反映させる。

(c)地域共同研究機構のホームページを拡充し、教員のアクティブ・ラボ活動を学内外に積極的に紹介し、多くの教員の参加意欲を促していく。

ウ 提案型共同研究のポイントは、企業等の現在のニーズから将来のニーズを予測し、課題と解決策を提示できることである。本年度は、モデル企業を選

別し実際に働きかける中で問題点を把握し、他企業へも応用が可能なひな形づくりを目指す

看護学科は、現行の倉敷中央病院等との研究指導体制を今後とも強化する。

情報工学部では、岡山県産業振興財団、岡山県工業技術センター、岡山商工会議所などと連携をさらに密にし、地域企業の具体的支援策を検討する。

デザイン学部では、民間企業の発想を産学官の共同研究に活かす。また、地域活性化のためのコミュニケーションデザイン活動を推進する。

エ 地域共同研究機構は、以下の業務を行う。

(a) O P U フォーラムを、前年度と同じく開学記念日の5月29日に開催する。今年度は、領域・研究プロジェクトと地域貢献特別研究費関係の全研究を紹介するとともに、本学と関係の深い企業・団体の展示を行うなど、地域社会の期待に応える内容とする。

(b) P R 冊子類、ホームページ、マスコミ、電子メール等、多様な媒体を活用して、研究内容やその実績を学内外に広報する。特に、地域共同研究機構のホームページは、アクティブキャンパスや多様な産学官連携活動の実態をタイムリーかつわかりやすく提示できるように改良する。

(c) 前年度同様、共同研究等のきっかけ作りに資するために、O P U フォーラムで展示した研究の内容をまとめた要旨集を作成・配付する。

デザイン学部では、O P U フォーラムにおいて、研究成果を学内に公開することにより、他学部及び企業との交流を図る。

オ 岡山 T L O との連携に関して、本学の発明審査会開催時に岡山 T L O から意見を聴取する他、T L O の行う各種活動に参加し、発明に関する情報収集を行う。

( 3 ) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 看護学科では、英国ウエ - ルズ大学バンガー校及び、東アジアにおける韓国、中国との学术交流を今後も進める。

栄養学科では、東アジアにおける学术交流協定校を中心に、積極的に研究者を招き、研究セミナーを開催する。

保健福祉学科では、交流協定校等との教員間の共同研究を展開し成果を公表するとともに、語学研修を相互に実施する。

イ 東アジアにおける大学との新たな学术交流協定を締結することを目指す。

栄養学科では、東アジアにおける学术交流協定校における研究者を中心に、海外の研究者を招き、共同研究、教育プログラムの開発などの実施について検討する。

看護学科と保健福祉学科では、韓国と中国における新たな大学院間の国際交流協定の締結を目指す。

情報工学部では、平成21年度からの国際交流協定を締結する大学からの学生受入について、選抜方法等の具体的な検討を開始する。

デザイン学部では、内蒙古大学芸術学院と国際学術交流協定を締結し、交流の充実を図る。

また、デザイン学部は、国際交流協定を締結した大学との合同学生作品展覧会を開催すると共に、デザイン工学科建築デザインコースとウソン大学建築学科による国際学生ワークショップを実施する。さらに、国際交流協定を締結した大学からの学生の受入について、具体的に準備を進める。

#### (4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標を達成するためとるべき措置

大学コンソーシアム岡山の「吉備創生カレッジ」として、平成20年度前期に本学より3件の講義を提案する。また、単位互換制度への授業科目として8科目を提供する。

看護学科では、県下の看護系4大学との教育研究についての交流を進める。

中国学園大学現代生活学研究科より大学院生を受け入れ、両大学間での教育研究を活発に行う。

情報工学部では、「岡山県工学教育協議会」が開催する「工学教育シンポジウム」に参加し、教育改革に関する情報収集を行う。

#### 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

###### (1) 理事長(学長)、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築

###### ア 全学的な経営戦略の確立

- ・ 学内を競争(competition)と協働(collaboration)の場と位置づけ、競争意識をもって各教員が教育研究活動に取り組むとともに、異なる専門分野の協働作業を促進させる戦略(これをCC戦略と呼ぶ)を浸透させる体制を整える。
- ・ 地域貢献特別研究費及び独創的研究助成費の配分に関して、規模及び決定方法は平成19年度と同様で、本学の戦略的研究、特色ある研究を推進するように重点配分する。
- ・ GP等全国的に認められた教育プログラムに採択された教員に対し、教育プログラム採択報奨制度を設ける。
- ・ 併せて教員配置を全学的に管理し、適正な配置を行う。

###### イ 理事長(学長)補佐体制等の整備

副理事長、理事の業務分掌と役割を明確にし、連携体制を整え、権限と責任を明確化する。また、全学的な方針に基づいた学内の組織運営を迅速かつ円滑に行うため、事務局長(総務・財務)、学生部長(教育研究)及び地

域共同研究機構長（産学官連携、外部資金獲得）は、各々の所掌分野に関して学長と連携を密にする。

（２）全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進

ア 予算等の配分

平成２１年度以降においても、予算編成の基本方針を堅持する。ただし具体的な予算案には、実績を考慮した柔軟な対応を含めるものとする。

県評価委員会が平成１９年度業務実績を評価した結果を分析し、平成２１年度の学内予算配分に反映させる。

イ 各種委員会の役割の明確化

各種委員会の機能及び構成員については、実績を見ながら見直しを行う。

ウ 教員組織と事務組織との連携強化

既存の教務システムを更新し、学生サービスの向上を図る。

過去の予算執行状況や予算残額の情報をよりの確に把握できるよう物品・旅費請求システムの改良を行い、教職員の予算執行等がより効率的に実施できるよう努める。

（３）地域に開かれた大学づくりの推進

ア 大学情報の積極的な提供

- ・ 教員の顕著な教育・研究活動は、マスコミを通じて積極的に広報する。
- ・ 本学の重要なイベントには、その事前及び事後においてマスコミを利用した広報を積極的に行う。  
また、近隣の町内組織への案内も積極的に行う。
- ・ 大学概要は、毎年刊行する。
- ・ 本学と総社市との間の包括協定に基づき、庁舎の玄関スペース及び広報誌の１ページ等を利用して、本学のＰＲ、情報発信を行う。

イ 外部有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実

各種会議の外部有識者の登用を進め、大学運営の透明性及び公正性を高める。

（４）評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進

ア 評価結果を踏まえた改善策を役員会、経営審議会、教育研究審議会等において検討し、業務の見直しを行う。

イ 監事及び会計監査人の監査結果を、教育研究審議会、経営審議会及び役員会において改善策を検討し、大学運営に適切に反映する。



## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 大学組織を継続的に点検・検討する仕組みを構築する。
- (2) 教育研究活動が、時代の変化や地域社会の要請に柔軟に対応できるよう、組織の充実を図る。
- (3) ・ 全学教育研究機構及び各学部において、教授会は教育課程を編成し、教育研究活動委員会へ提出する。(前期末を目途とする)
  - ・ 教育研究活動委員会は教育課程案を審議・決定する。
  - ・ 教育課程承認後、教務専門委員会は全学教育及び各学部専門教育の開講に関する具体的事項を審議・決定する。(12月末を目途とする)
- (4) 学部間の連携強化による研究を推進するため、地域共同研究機構の領域の選考とその活動の評価を図る。

## 3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 法人化の特徴を生かした弾力的な制度の構築
  - ア 勤務時間管理の弾力化を図るため、教員の教育研究活動の評価と関連して、裁量労働制の導入について研究する。
  - イ 他大学の民間企業経験者や大学事務の経験者などについての採用状況を把握し、その利点や問題点等の研究を行う。
  - ウ 男女共同参画社会の実現に向け、女性教職員の登用拡大を図るため、必要な検討を行う。
- (2) 能力・業績等を反映する制度の確立
  - ア 教員を対象に、能力・業績等が適切に反映される多面的で適正な人事評価制度を検討する。
    - (ア) スケジュール初年度として、個人評価調査書の評価及び結果の教員へのフィードバック法を検討する。
    - (イ) 公正性・透明性・客観性を高め、評価に対する信頼性を確保するため、人事評価制度に不服申立の仕組みを検討する。
  - イ 教員の意欲の向上を図るため、能力・業績等が適切に反映されるシステムを検討する。
    - (ア) 教員の人事評価制度の具体案を検討する。
    - (イ) 人事評価制度の本格実施を念頭に、他大学の給与体系等について、調査・研究を行う。

(ウ)職員表彰規程により、特に優秀な成果をあげた教職員の表彰を行い、大学ホームページ等により内外に公表する。

ウ 事務局幹部職員について、岡山県の人事評価制度の導入を検討する。

(3) 全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な制度の構築

ア 教員採用に関しては、人事委員会で学長のリーダーシップのもとで、全学的視点及び中期計画の方針に沿って教育研究分野を検討するとともに、適切な教員配置を実施する。

イ 「岡山県立大学教員の任期に関する規程」による任期10年の教員の再任条件を検討する。

ウ 定められた人事に関する方針及び基準に従い、人事委員会及び教育研究審議会において、公正な選考に関する最終意思決定を下す。そのために、選考委員会は厳正公平な選考資料を提出する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の見直し

ア 外部委託の活用

効果的・効率的な運営を行うため、外部委託可能な業務について検討し、可能なものについて実施する。

イ 業務マニュアルの作成等

重要度、緊急度を考慮しながら、業務マニュアルの作成を行う。  
経理業務に係る業務フロー図を基に、標準的な業務処理手順等をまとめた事務処理マニュアルを作成する。

ウ 弾力的な雇用

入試事務等の業務の繁忙期において、弾力的な職員採用を行う。

(2) 事務組織の見直し

簡素で効率的な事務組織とするため、継続的に見直しを実施する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学生納付金

ア 他大学の動向を注視するとともに、法人の収支状況等を勘案して適正な学

生納付金の設定について検討する。

イ 新入生等に対して授業料の口座振替制度の周知に努め、口座振替利用率の一層の向上を図る。

(2) 外部研究資金等の獲得

ア 「社会活動委員会」において、外部研究資金に関する情報の共有や、資金獲得の仕組み、学部・学科の特色に応じた戦略を討議し、全体として採択率の向上を目指す。

看護学科では、今後は若手研究者の積極的な取り組みを支援していく。

栄養学科では、文科省科学研究費補助金申請率の100%を維持するとともに、採択率の向上に向けて努力する。

保健福祉学科では、科学研究費補助事業等について、例年の実績を確保するよう申請に努める。

情報工学部では、科学研究費補助金の獲得・拡充のために、申請書作成検討会を複数回実施する。

デザイン学部では、デザイン教育のリソースを地域に求めるべく展開しつつ、文部科学省の「平成20年度質の高い大学教育推進プログラム」事業に、地域におけるデザインプロジェクトを主題とした案により応募する。科研費補助金事業については、デザイン系大学の応募事例を研究し、申請書作成検討会を開催する。

また、デザイン学部教員の研究テーマと「系・分野・文化・細目表」を検討し、教員自らの研究計画の内容に照らして適合する分野で積極的に申請する。

前年度のグローバルCOE獲得に向けた戦略的取組の結果、1件の申請を行う。提案した拠点形成の充実のため全学的協働活動を継続する。

イ 地域共同研究機構では、以下の業務を行う。

(a) 本学にふさわしい外部資金公募情報を、配布資料や学内メールマガジン等できめ細かく伝達するとともに、主要な公募の年間予定表を作成し教員に配布する。

(b) 産学官連携推進センターの「外部競争的研究資金情報コーナー」の充実を図る。

ウ 企業ニーズデータベースなどに基づき、最新の企業ニーズの状況をチェックし、ニーズの鮮度・必要度を確認する。得られた最新ニーズ情報は、学内メールマガジン等で全教員に知らせ、共同研究希望教員を募るとともに、アクティブラボなどの企業訪問への教員の参加を促す。

メディアコミュニケーション推進センターは、ブランド開発やデザインにおいてロイヤリティによる外部資金獲得をより一層図るため、研究内容や実績を発信する。

- エ (a)学内メールマガジン発信、ホームページ掲載、学内回覧等により、外部研究資金獲得教員の情報を発信し、教員のモチベーションを高める。
- (b)外部資金を多く獲得した教員に対するインセンティブの検討については、個人評価制度構築の中で、表彰制度等の導入を含め、検討を行う。

(3) その他の自己収入確保

寄附金取扱規程による一般寄附の募集について検討する。

保健福祉推進センターでは、介護福祉職員を対象とした介護技術講習会を有料で開催する。

デザイン学部は、メディアコミュニケーション推進センターと連携して一般向け有料講座を1件開講する。

アクティブキャンパスでの講座等でも、可能なものについて有料化を検討する。

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

(1)他大学の状況を把握し、大学施設の有効利用について検討を行う。

(2)教育研究施設について、平成19年度に策定した長期的な修繕計画に基づき修繕を行う。

高額機器については、平成19年度に策定した整備・購入計画に基づき、計画的な機器等の整備・購入を進める。

(3)大学施設の貸付基準の検討を行い、適正な使用料設定を検討する。

健康・スポーツ推進センターは、本学スポーツ施設の地域への有効利用について検討する。その後、施設利用の有料化についても検討する。

(4)資金管理規程に基づき、資金の安全かつ効率的な運用・管理を行う。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

(1)契約期間の複数年度化や契約の集約化などについての方策について検討する。

(2)効果的・効率的な運営を行うため、業務の簡素化・合理化や外部委託について検討し、可能なものから順次実施する。

(3)組織運営の効率化を図るため、教職員及び非常勤講師の配置の検討を行う。

(4)中間決算書(案)を作成し、監査法人の確認を受けた上で、教職員への情報提供等を行うことにより、経費の効率的な執行及び節減に努める。

自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 平成19年度に発行された年報等を基にして、自己点検・評価を行う。  
平成21年度に予定している認証評価に備えて、外部評価を実施する。
- (2) 試験答案の保存に関する全学的統一ルールを定め、それに基づいて実行する。
- (3) 平成20年度前期に、教育年報、社会貢献年報及び研究総覧の平成19年度版を基に、役員会、経営審議会、教育研究審議会にて自己点検・評価を行う。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 広報専門委員会（委員長：学生部長）と連携を密にしながら、学内情報を掌握し、全学的視野で本学の情報を効果的にPRする。
- (2) ホームページ、冊子、マスコミ等を通じて、中期目標、中期計画、年度計画等の情報を広く公開・公表する。また、法人運営組織の諸会議に関する情報等についても広く公開・公表する。

その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 教育研究施設について、平成19年度に策定した長期的な修繕計画に基づき修繕を行い、その際、ユニバーサルデザインに配慮する。  
高額機器については、平成19年度に策定した整備・購入計画に基づき、計画的な機器等の整備・購入を進める。
- (2) 光熱水使用料の使用データを学内に公表するなど、啓発活動に努める。  
また、設備等の更新時には省エネルギー効果の高い設備等の導入を行う。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 全学的な安全衛生管理体制のもとで、安全衛生教育の充実に取り組む。
- (2) 緊急性・安全性等の観点から適切に施設設備の機能保全及び維持管理を行う。
- (3) 化学物質等の毒物劇物等の適切な管理等について啓発活動を実施するとと

もに、教職員による自主点検に努める。

### 3 人権に関する目標を達成するためとるべき措置

人権を所掌する総務委員会において、教職員を対象とした人権等に関する研修会を企画・実施する。

総務委員会において、人権侵害と疑念をもたれるような行為の防止策及び対処法に取り組む。

予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

短期借入金の限度額

限度額 3億円

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

その他規則で定める事項

#### 1 施設及び設備に関する計画

なし

#### 2 中期目標の期間を超える債務負担

なし

#### 3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の使途

なし

#### 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別紙

予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成20年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,447
自己収入	1,050
授業料及び入学金検定料収入	995
雑収入	55
受託研究等収入及び寄附金収入	65
計	3,562
支出	
教育研究経費	862
人件費	2,217
一般管理費	418
受託研究等経費及び寄附金事業費等	65
計	3,562

〔積算にあたっての基本的な考え方〕

- 1 予算は、法人の運営等に必要な額を算定している。
- 2 共通的経費については、面積割等合理的な方法により按分配分している。

〔人件費の見積り〕

- 1 人件費の見積りについては、必要額を算定している。
- 2 岡山県からの派遣職員を除く職員の退職手当については、公立大学法人岡山県立大学職員退職手当規程（ならびに公立大学法人岡山県立大学役員退職手当規程）に基づいて支給することとするが、その額は運営費交付金として措置される。

〔運営費交付金の算定方法〕

運営費交付金 = 教育研究経費 + 人件費 + 一般管理費 - 自己収入

平成20年度は、岡山県の予算編成方針に従い、実績に基づき個別に積算し、人件費を除く既定の経費について3%抑制し算定している。

〔受託研究等の見積り〕

- 1 受託研究等収入及び寄附金収入については、過去の収入実績及び平成20年度の受託等の見込みを勘案し算定している。
- 2 受託研究等経費及び寄附金事業費等は、受託研究等収入及び寄附金収入により行われる事業経費を計上している。

## 2 収支計画（平成20年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	3,499
經常費用	3,499
業務費	3,104
教育研究経費	822
受託研究等経費	49
寄附金経費	16
役員人件費	32
教員人件費	1,812
職員人件費	373
一般管理費	317
財務費用	-
雑損	-
減価償却費	78
臨時損失	-
収入の部	3,499
經常収益	3,499
運営費交付金	2,307
授業料収益	857
入学金収益	101
検定料収益	36
受託研究等収益	49
寄附金収益	16
財務収益	1
雑益	54
資産見返負債戻入	78
資産見返運営費交付金等戻入	13
資産見返物品受贈額戻入	65
臨時利益	-
純利益	-
総利益	-

注) 受託研究等経費は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。



### 3 資金計画（平成20年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	3,773
業務活動による支出	3,421
投資活動による支出	140
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	212
資金収入	3,773
業務活動による収入	3,561
運営費交付金による収入	2,447
授業料及び入学金検定料による収入	995
受託研究等収入	49
寄附金収入	16
その他の収入	54
投資活動による収入	-
財務活動による収入	1
前年度よりの繰越金	211

注)前年度よりの繰越金は、岡山県立大学学術研究振興基金211百万円である。なお、同基金は、利子収入を含めて全額を翌年度に繰り越す予定である。